2018年度総会議案「規定類見直しプロジェクト」（案）

桑原秀司

1. 目的
2. 直接の契機は昨年の今井さんの遭難事故に対し、既存の会規定類（「遭難救助規程」、「留守本部の役割」）が有効に機能しなかったことの反省にある。今回の事故対応の経験を活かし、今後万一事故が発生した際、会として統率の取れた行動が出来るよう見直しを図りたい。
3. 規定類を整備したとしても運営する体制が機能しなければ有効な活動は期待できない。日常の運営組織についても併せて見直しを図りたい。特に山行管理等安全対策につながる体制については重点的に行いたいが、併せて通常の業務執行体制についても検討したい。
4. 上記の目的を達するには「会則」を含めた規定類の改訂を要するが、会則の改訂は総会議案であり、時間をかけて体系的な改定案を作成し来年度の総会議案とすることを目標とする。
5. 内容
6. 遭難対策規定類の見直し
* 従来の遭難対策規定類は「会則」（第4条7項・第12条4項）を基に「遭難救助規程」と「留守本部の役割」が存在するが、「遭難救助規程」は「山行規定他」の一部に過ぎず、内容は遭難対策本部の設置についてのみの規定であり、具体的に何を行うかは明確となっていない。また、「留守本部の役割」はかなり具体的ではあるが、「配布資料等」の一部に過ぎず「規定」とはなっていない。
* 「留守本部の役割」は表題が「下山連絡がない場合にとる非常時体制：留守本部の役割」となっており、遭難対策本部の設置から捜索隊の派遣迄を網羅しているが、前提は「自力捜索・自力救助」であり、警察を含めた協力支援については「翌々日の朝通報する」との記載のみである。
* 昨今の遭難救助活動は警察の支援を前提とする場合が多く、現実的には会として仮に自力で捜索活動を行って発見しても自力救出は困難と言わざるを得ない。
* 事後処理（救助関係者対応、親族対応、報告書等）についても盛り込みたい。
* よって現実に即した規定類の体系的見直しを図りたい。
* 勿論事故の発生する状況は様々に異なり、一律に規定することは困難であるが、ケースは異なっても最低限必要なことについては規程に盛り込むべきと思われる。また特殊事例等規定に織込めない部分は、別途事例として纏めることも考えたい。
1. 会運営体制の見直し
* 現行の体制は役員（代表、リーダー部）、実務担当各1名が選出されているが、執行機関としての体をなしていないと思われる。
* 現行規定では運営の全てがリーダー部に集中することとなっているが、リーダー部は部長・部員が断片的な意見を述べるだけで、リーダー部として熟議した痕跡が見られないように見受けられる。
* 会則第12条に規定されているリーダー部の役割の中、執行されているのは2.「例会の開催」のみではないだろうか？

1.「会運営を統括する」は下記の通り十分とは言えず、3.「山行全般についての指導管理を行うとともに新人を養成する」も十分ではなく、事故に当り4.「遭難対策本部を組織する」も行われなかった。

今総会の議題も本議案作成時の段階では提出されておらず、当然招集通知も行われていない。

* 執行部会の規定もあるが、「運営を協議する機関として、リーダー部長は執行部会を召集（招集）できる」となっており、常設機関ではなく、現状は招集されていない。
* この結果、運営に係る全てがリーダー部の業務となり、リーダー部も事実上組織されていない事からリーダー部長に業務が集中し、負担が重くなっている（組織不要論の結果であるが）ことが原因ではないだろうか？
* 各担当も業務が「お任せ（丸投げ）」され、協議を行う場がないため各担当の負担が重く、決議の場も曖昧なため建設的な運営が困難な状況にあると思われる。

※例えば議案が例会の場で唐突に提案され、熟議の無いままに出席メンバーのみで決議してしまうケースや、反対意見により議論がかみ合わないまま流れるケースがあった。

※会計担当者の例で言えば、予備費の支出等好き勝手も出来るが、予算作成の際次年度の運営方針や予算要求がないままに作成することを余儀なくされている。（本来の会計担当者の業務とは異なる。）他の担当も多かれ少なかれこうした状況を強いられているのではないだろうか？

* 何事もない状況下であればこれまでの体制でも大きな問題は生じなかったが、昨年の事故への対応の際、様々な運営上の問題点が浮上したと考える。来期以降は安全対策という重要課題を推進しなければならない以上、現行の体制を再考しなければ実行は覚束ないと思われる。
* このため、会運営体制の見直しを図るとともに、会則の改訂も併せて検討したい。
1. 進め方
2. プロジェクトメンバーは5人程度を目処としたいが、意見を持つ人が多数存在する場合は多くなっても差し支えない。
3. 議事はメールでのやり取りを中心とするが、例会前の時間の活用や例会以外に別途場を設ける等で打合せを行いたい。
4. 活動期間は1年間とする。当初は遭難対策関連の規定類見直しを行い、その後会運営の見直しを行う。
5. 見直し結果を規定類の改定案としてまとめ、次年度の総会の議案とする。

以上